

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第34号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年岩手県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第2（第5条関係） （1）～（17） [略] <u>（18）</u> [略] <u>（19）</u> [略] <u>（20）</u> [略] <u>（21）</u> [略] <u>（22）</u> [略] <u>（23）</u> [略] <u>（24）</u> [略] <u>（25）</u> [略] <u>（26）</u> [略] <u>（27）</u> [略]	別表第2（第5条関係） （1）～（17） [略] <u>（18） 岩手県立病院等利用料条例（昭和25年岩手県条例第55号）第1条の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（19）</u> [略] <u>（20）</u> [略] <u>（21）</u> [略] <u>（22）</u> [略] <u>（23）</u> [略] <u>（24）</u> [略] <u>（25）</u> [略] <u>（26） 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第16条第1項（同条例第25条第2項、第27条第3項及び第46条第2項において準用する場合を含む。）若しくは第4項（同条例第25条第2項及び第27条第3項において準用する場合を含む。）の徴収、同条例第17条第2項の還付、同条例第27条第2項の徴収、同条例第32条第3項の金銭の徴収又は同条例第46条第1項の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>（27）</u> [略] <u>（28）</u> [略] <u>（29）</u> [略]

(28) [略]

(30) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。